

議 案 第 55 号

摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件
摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

青少年運動広場、体育館、テニスコート、スポーツ広場及び山田川運動広場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため、本条例を制定するものである。

摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例

(摂津市青少年運動広場条例の一部改正)

第1条 摂津市青少年運動広場条例（昭和44年摂津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「使用」を「利用」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「の全部又は一部を使用しよう」を「を利用しよう」に、「指定管理者」を「あらかじめ指定管理者」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用」に改め、同条中「使用を許可しない」を「前条第1項の許可をしない」に改め、同条第1号中「公安を害し、又は風俗を乱す」を「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する」に改め、同条第2号中「施設」を「青少年運動広場の施設」に、「認める」を「認められる」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げる場合のほか、青少年運動広場の」に、「認める」を「認められる」に改める。

第9条中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 青少年運動広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失すること。

第10条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「使用者

が」を削り、「、使用の許可」を「、許可」に、「使用を制限し、若しくは使用」を「利用」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「この条例」を「利用者がこの条例」に改め、「規則」の次に「の規定」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 利用者が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反したとき。

第10条第1項第3号中「偽り」を「利用者が偽り」に改め、「使用の」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、「必要」の次に「がある」を加え、同号を同項第4号とし、同条第2項中「使用を制限し、若しくは使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第11条を次のように改める。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に青少年運動広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金」に改める。

第13条の見出し及び同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長において特別な理由があると認めるときは」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い」に改める。

第14条の見出し中「使用者の権利譲渡等」を「権利の譲渡等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「、使用」を「、青少年運動広場の利用」に、「他」を「他人」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に改める。

第16条中「使用者」を「利用者」に、「の使用を」を「の利用を」に、「使用を制限され、若しくは使用」を「利用」に、「使用した」を「利用した」に、「直

ちに」を「速やかに」に改める。

第17条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表中

区	分	単	位	金	額	を
---	---	---	---	---	---	---

「

利用料金の上限額

区	分	単	位	金	額	に
---	---	---	---	---	---	---

」

改め、同表の備考2中「「休日」を「「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」に改め、同表の備考3中「使用者」を「利用者」に改め、「所在地」の次に「。以下同じ。」を、「である場合」の次に「（備考4に規定する場合を除く。）」を加え、「使用料」を「利用料金」に改め、「除く。）」の次に「の上限額」を加え、同表の備考3ただし書を削り、同表の備考4中「使用する」を「利用する」に、「当該使用料」を「利用料金」に、「使用料を除く。）」を「利用料金を除く。）の上限額」に、「この表」を「当該利用者の住所が市内であるときはこの表」に改め、「（備考3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を削り、「得た」の次に「額、市外であるときはこの表に定める金額に4を乗じて得た」を加える。

（摂津市立体育館条例の一部改正）

第2条 摂津市立体育館条例（昭和56年摂津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条第1項中「の全部又は一部を使用しよう」を「を利用しよう」に、「に申請し、許可」を「の許可」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「認めた」を「認める」に、「使用について」を「許可に」に、「付す」を「付する」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「体育館の全部又は一部を使用しようとする者が」を削り、「使用を許可しない」を「前条第1項の許可をしない」に改め、同条第1号中「又は」を「を乱し、又は」に、「乱す」を「害する」に改め、同条第2号中「施設」を「体育館の施設」に、「汚損し、又は滅失す

る」を「損傷する」に改め、同条第3号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第4号中「その他体育館」を「前3号に掲げる場合のほか、体育館」に、「適当でない」と認めたと「支障があると認められる」に改める。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「体育館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」を削り、「、使用の許可」を「、許可」に、「その使用を制限し、停止し、若しくは退去」を「利用の中止」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「この条例」を「利用者がこの条例」に改め、「規則」の次に「の規定」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 体育館を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反したとき。

第8条第1項第3号中「偽り」を「利用者が偽り」に改め、「使用の」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「その他体育館」を「前3号に掲げる場合のほか、体育館」に、「認めたと」を「認められる」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「使用者」を「許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者」に、「生ずることがあっても」を「生じても」に改める。

第9条を次のように改める。

（利用料金）

第9条 利用者は、指定管理者に体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の規定により定めた利用料金から割引をした額をもって回数券を発行することができる。
- 4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、公共に供し、又は公益を目的とするもので、特別の事由があると認めたとときは、使用料」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金」に改める。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「の使用料」を

「の利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が特別の事由があると認めるときは、使用料の」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い、その」に改める。

第12条の見出し中「権利譲渡等」を「権利の譲渡等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「他」を「他人」に改める。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の許可」を「許可」に、「使用の制限、停止若しくは退去」を「利用の中止」に、「直ちに」を「その利用した」に改め、「附属設備を」の次に「速やかに」を加える。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「施設」を「故意又は過失により体育館の施設」に、「汚損し」を「損壊し」に改め、同条ただし書中「特別な事由」を「特別の理由」に、「認めた」を「認める」に改める。

別表第1項中「施設専用使用料」を「施設専用利用料金の上限額」に改め、同項の表の備考3中「使用者」を「利用者」に改め、「所在地」の次に「。以下同じ。」を、「である場合」の次に「（備考4に規定する場合を除く。）」を加え、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同表の備考3ただし書を削り、同表の備考4中「使用する」を「利用する」に、「当該使用料」を「利用料金の上限額」に、「この表」を「当該利用者の住所が市内であるときはこの表」に改め、「（備考3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を削り、「得た」の次に「額、市外であるときはこの表に定める金額に2.4を乗じて得た」を加え、別表第2項中「施設共用使用料」を「施設共用利用料金の上限額」に改め、同項の表味生体育館の項及び味舌体育館の項を次のように改める。

味生体育館	トレーニング グループ	一般	150	250	250	350
		小学生・ 中学生	100	100	100	100
味舌体育館	第1体育室 及び第2体 育室	一般	150	150	150	250
		小学生・ 中学生	50	50	50	50
	トレーニング グループ	一般	150	250	250	350
		小学生・ 中学生	100	100	100	100

別表第2項の表の備考3中「使用以外」を「利用以外」に、「使用する」を「利

用する」に改め、別表第3項中「冷暖房設備使用料」を「冷暖房設備利用料金の上
限額」に改め、同項の表の備考2中「使用する」を「利用する」に改める。

(摂津市立テニスコート条例の一部改正)

第3条 摂津市立テニスコート条例(昭和54年摂津市条例第30号)の一部を次の
ように改正する。

第4条第1号中「使用」を「利用」に改める。

第7条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第1項中「の全部又は一部を
使用しよう」を「を利用しよう」に、「指定管理者」を「あらかじめ指定管理者」
に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用」に改め、同条中「使用を許可しない」
を「前条第1項の許可をしない」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改
め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) テニスコートの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

第9条中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第10条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「使用者
が」を削り、「、使用の許可」を「、許可」に、「使用を制限し、若しくは使用」
を「利用」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「この条例」を「利用者がこ
の条例」に改め、「規則」の次に「の規定」を加え、同号を同項第2号とし、同号
の前に次の1号を加える。

(1) 利用者が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反し
たとき。

第10条第1項第3号中「偽り」を「利用者が偽り」に改め、「使用の」を削
り、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、「必要」の
次に「がある」を加え、同号を同項第4号とし、同条第2項中「使用を制限し、若
しくは使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第11条を次のように改める。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者にテニスコートの利用に係る料金(以下「利用料
金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長

の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金」に改める。

第13条の見出し及び同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長において特別な理由があると認めるときは」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い」に改める。

第14条の見出し中「使用者の権利譲渡等」を「権利の譲渡等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「、使用」を「、テニスコートの利用」に、「他」を「他人」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「の使用を」を「の利用を」に、「使用を制限され、若しくは使用」を「利用」に、「使用した」を「利用した」に、「直ちに」を「速やかに」に改める。

第16条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

利 用 料 金 の 上 限 額

区 分	単 位		金 額
テニスコート	1面1時間につき	平日	700円
		日曜日、土曜日 及び休日	1,000円
照 明 設 備	1面30分につき		400円

備考

- 1 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 利用者の住所（団体にあつては、その事務所の所在地）が市外である場合

の利用料金（照明設備の利用料金を除く。）の上限額は、この表に定める金額に2を乗じて得た額とする。

（摂津市スポーツ広場条例の一部改正）

第4条 摂津市スポーツ広場条例（平成7年摂津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条第1項中「の全部又は一部を使用しよう」を「を利用しよう」に、「に申請し、許可」を「の許可」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「認めた」を「認める」に、「使用について」を「許可に」に、「付す」を「付する」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「スポーツ広場の全部又は一部を使用しようとする者が」を削り、「使用を許可しない」を「前条第1項の許可をしない」に改め、同条第1号中「又は」を「を乱し、又は」に、「乱す」を「害する」に改め、「ある」の次に「と認められる」を加え、同条第2号中「施設」を「スポーツ広場の施設」に、「汚損し、破損し、若しくは滅失させる」を「損傷する」に改め、「ある」の次に「と認められる」を加え、同条第3号中「その他スポーツ広場」を「前2号に掲げる場合のほか、スポーツ広場」に改め、「ある」の次に「と認められる」を加える。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「スポーツ広場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」を削り、「その使用許可」を「許可」に、「その使用を制限し、停止させ、若しくは退去」を「利用の中止」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「この条例」を「利用者がこの条例」に改め、「規則」の次に「の規定」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) スポーツ広場を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反したとき。

第8条第1項第3号中「偽り」を「利用者が偽り」に、「使用許可」を「許可」に改め、同項第4号中「その他スポーツ広場」を「前3号に掲げる場合のほか、スポーツ広場」に、「認めた」を「認められる」に改め、同条第2項中「指定管理者は、前項」を「前項」に、「使用許可を取り消した場合又は使用を制限し、停止させ、若しくは退去」を「許可を取り消し、又は利用の中止」に、「で、使用者」を

「において利用者」に、「その」を「指定管理者はその」に改める。

第9条中「使用者」を「利用者」に、「特別設備」を「特別の設備」に改める。

第10条を次のように改める。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者にスポーツ広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第11条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金」に改める。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料は」を「利用料金は」に改め、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは、既納の使用料の」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い、その」に改める。

第13条の見出し中「権利譲渡等」を「権利の譲渡等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に、「他」を「他人」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「使用許可」を「許可」に、「使用を制限され、停止され、若しくは退去」を「利用の中止」に、「直ちにスポーツ広場の施設又は」を「その利用した施設及び」に改め、「設備を」の次に「速やかに」を加える。

第15条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

利 用 料 金 の 上 限 額

区 分	単 位		金 額
ス ポ ー ツ 広 場	1時間につき	平日	700円

		日曜日、土曜日 及び休日	1,000円
--	--	-----------------	--------

備考

- 1 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 利用者の住所（団体にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。）が市外である場合（備考3に規定する場合を除く。）の利用料金の上限額は、この表に定める金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 営利を目的として利用する場合の利用料金の上限額は、当該利用者の住所が市内であるときはこの表に定める金額に2を乗じて得た額、市外であるときはこの表に定める金額に4を乗じて得た額とする。

（摂津市山田川運動広場条例の一部改正）

第5条 摂津市山田川運動広場条例（平成30年摂津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改める。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に改め、同項第1号中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に改め、同項第2号及び第3号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第9条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に改める。

第10条を次のように改める。

（利用料金）

第10条 利用者は、指定管理者に山田川運動広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金」に改める。

第12条の見出し及び同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い」に改める。

第13条中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に、「使用した」を「利用した」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表中表の部分を次のように改める。

利 用 料 金 の 上 限 額

区 分	単 位		金 額
山田川運動広場	1時間につき	平日	350円
		日曜日、土曜日 及び休日	500円

別表の備考2を削り、同表の備考1中「使用者」を「利用者」に、「の使用料」を「（備考3に規定する場合を除く。）の利用料金の上限額」に改め、同表の備考1ただし書を削り、同表の備考1を同表の備考2とし、同表の備考2の前に次のように加える。

- 1 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表の備考3中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「使用者」を「利用者」に、「場合は」を「ときは」に改める。

（摂津市立温水プール条例の一部改正）

第6条 摂津市立温水プール条例（平成17年摂津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条を削る。

第9条の見出し中「の納入」を削り、同条第1項中「納付しなければならない」を「支払わなければならない」に改め、同条第2項中「掲げる」を「定める」に改め、同項に後段として次のように加える。

利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

第9条に次の3項を加える。

- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の規定により定めた利用料金から割引をした額をもって回数券を発行することができる。
- 4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「利用」を「利用許可」に改め、同条第1項中「利用者が」及び「その利用の」を削り、同項第1号中「この条例又はこの条例」を「利用者がこの条例又はこれ」に改め、同項第2号中「必要」の次に「がある」を加え、同条を第9条とする。

第7条第5号中「許可なく」を削り、同条を第8条とする。

第6条中「温水プールを利用しようとする者が」を削り、「利用を許可しない」を「前条の許可をしない」に改め、同条第1号中「善良な」を「又は善良な」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 温水プールの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(利用の許可)

第6条 温水プールを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同表回数券の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第3項及び第5項から第8項までの規定は、公布の日から施行する。

(摂津市青少年運動広場条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の摂津市青少年運動広場条例（以下「新青少年運動広場条例」という。）第11条第2項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同項及び同条第3項並びに新青少年運動広場条例別表の規定の例により行うことができる。

（摂津市立体育館条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の摂津市立体育館条例（以下「新体育館条例」という。）第9条第2項及び第3項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第2項から第4項まで及び新体育館条例別表の規定の例により行うことができる。

4 施行日前に第2条の規定による改正前の摂津市立体育館条例の規定により発行された回数券で使用されていないものは、施行日以後においても、なおこれを使用することができる。

（摂津市立テニスコート条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第3条の規定による改正後の摂津市立テニスコート条例（以下「新テニスコート条例」という。）第11条第2項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項及び同条第3項並びに新テニスコート条例別表の規定の例により行うことができる。

（摂津市スポーツ広場条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第4条の規定による改正後の摂津市スポーツ広場条例（以下「新スポーツ広場条例」という。）第10条第2項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項及び同条第3項並びに新スポーツ広場条例別表の規定の例により行うことができる。

（摂津市山田川運動広場条例の一部改正に伴う経過措置）

7 第5条の規定による改正後の摂津市山田川運動広場条例（以下「新山田川運動広場条例」という。）第10条第2項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項及び同条第3項並びに新山田川運動広場条例別表の規定の例により行うことができる。

（摂津市立温水プール条例の一部改正に伴う経過措置）

8 第6条の規定による改正後の摂津市立温水プール条例第10条第3項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項及び同条第4項の規定の例により行うことができる。

- 9 施行日前に第6条の規定による改正前の摂津市立温水プール条例の規定により発行された回数券で使用されていないものは、施行日以後においても、なおこれを使用することができる。